

# 花園高等学校同窓会会則

## 第一章 総 則

- 第1条 本会は花園高等学校同窓会と称し、事務所は花園高等学校内におく。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校との連絡及び母校の向上発展のため、物心両面の援助を与えることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。
- 1 会員名簿を作成し、随時これを発行する。
  - 2 母校並に会員相互の連絡を密にするため、会報などの機関紙を発行する。
  - 3 その他本会の目的達成のため必要な事業を行う。

## 第二章 会 員

- 第4条 本会は次の者を会員として組織する。
- 1 特別会員  
花園高等学校(前身各学校を含む)教職員及び旧教員。
  - 2 正会員  
(イ) 花園高等学校を卒業した者及び普通学林と称した当時より、昭和23年4月花園高等学校と改称するに至る間の卒業生、尚旧制中学4年終了を以って上級学校に進学した者は、卒業生と見なす。  
(ロ) 母校に在学した者で、正会員5名以上の推薦があり理事会に於て承認された者。

## 第三章 役 員

- 第5条 本会に次の役員をおく。
- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 名誉顧問  | 会長・校長経験者及び、本会発展に尽力寄与された方を推戴する。 |
| 顧 問   | 母校校長を推戴する。                     |
| 会 長   | 1名                             |
| 副 会 長 | 若干名                            |
| 理 事   | 若干名(教職員を含む)                    |
| 会 計   | 2名(教職員1名を含む)                   |
| 会計監査  | 2名                             |
- 第6条 役員任期は3年とする。但し再任は妨げない。
- 第7条 理事、会計、会計監査は会員中より選出する。
- 第8条 会長・副会長・会計・会計監査は、理事会に於いて選出する。
- 第9条 会長は本会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の権限を代行する。
- 第10条 理事は会長を扶けて本会の運営に参画する。
- 第11条 会計は本会の会計事務を司どる。
- 第12条 会計監査は会計に関する事項を監査する。
- 第13条 年度委員は会長が委嘱する。

## 第四章 会 議

- 第14条 本会は3年に1回総会を開く。但し会長が特に必要と認めた時、あるいは理事の3分の2以上の要求ある場合に、理事会を経て臨時に開くことが出来る。

- 第15条 総会は会長これを招集し、次の事項を附議する。
- 1 資産管理に関する事項
  - 2 予算決算に関する事項
  - 3 会則変更に関する事項
  - 4 その他重要な事項
- 第16条 理事会、委員会は必要ある時会長これを招集し概ね次の事項を附議する。

- 1 理事会 理事会は理事、会計、会計監査を以って構成する。  
(イ) 本会の会務、行事その他運営上についての審議実行に関する事項  
(ロ) 本会の資産の管理予算決算の審議に関する事項  
(ハ) 会長の諮問に関する事項  
(ニ) 会則変更の提案に関する事項
- 2 委員会 委員会は年度委員を以って構成する。  
(イ) 本会会員相互の連絡伝達に関する事項  
(ロ) 理事会に提案する必要事項

- 第17条 本会の行う会議は会長が議長となる。但しやむをえない場合は他の役員が代行することが出来る

- 第18条 議事はすべて出席者の過半数をもって決し可否同数の時は議長の決する所による。但し会則変更の場合は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

## 第五章 会 計

- 第19条 本会の経費は会費、寄付金その他の経費を以ってこれに充てる。
- 第20条 会員は次のように会費を収めるものとする。
- 1 会費は終身会費として金10,000円を収めるものとする。  
但、昭和55年3月以降の卒業生は卒業時にこれを収める。

- 第21条 特別会員は会費を徴収しない。
- 第22条 次の事項は理事会の承認を受けるものとする。

- 1 当該年度の収支予算
- 2 前年度の収支決算
- 3 事業報告

- 第23条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末に終わる。

- (附 則)
- 1 本会との連絡を図るため支部を設けることが出来る。
  - 2 会員は住所、氏名その他会員名簿記載事項に変更のあった場合、直ちに母校本部宛通知するものとする。

- (会 則 変 更)
- 本則は昭和38年4月1日より施行する。
- 本則は昭和53年11月 第20条を変更し施行する。
- 本則は昭和55年6月 第5条の一部を変更し施行する。
- 昭和62年10月 第3章第5条の一部を変更し施行する
- 平成12年11月 第3、5、8、9、13、14、16条の一部を変更し施行する
- 本則は平成15年11月16日一部を変更し施行する。
- 本則は平成16年6月27日一部を変更し施行する。